

読者の皆さま、こんにちは。

月日がたつのは早いもので、本セミナーもSeason-5に突入しました。本シーズンでは、これまでの著作権制度の解説をベースに、「写真」という具体的な著作物について、その著作物性を考えていきたいと思えます。



なかがわ

Season-5も皆さんと一緒に著作権を考えていきます！

チ) 6月号で「おいしいケーキ屋さんリスト」が著作物かどうか問題になったけど、そのリストにお店の外観やケーキの写真が入ったら、著作物になるんだよね？

な) ……そうだね。

チ) でも、お店やケーキは著作物じゃないし、シャッターを押すだけでしょ？

な) 写真の著作物性のハードルが低すぎじゃないかということだね。じゃあ、一緒に考えてみよう。

写真って、どう取り扱われるのかな？



チョッキー

1. 写真著作物保護の歴史

な) チョッキーの言うように、写真は著作物ではあるけど、誰もがカメラのシャッターボタンを押すだけで簡単に撮れてしまうので、「本当に著作物なの？」とってしまうこともあるよね。

チ) もちろん、プロの写真家が撮った風景写真や報道写真には、本当にスゴイと感じさせるものがあるけど、ボクが撮影に失敗したピンボケのスナップ写真だって著作物ということだよな？

な) そういうことになるね。子どもの下手な絵が著作物というのと同じだね(5月号参照)。

チ) 一方では、「遅刻ウサギのフィギュア」みたいに、ある程度の加工があっても、著作物とは認められないわけでしょ(同様に5月号参照)。

な) ハハハ。先生も、その気持ち分かるよ。……というか、それは我々だけがそう思っているわけではなくて、昔の立法者も同じだったんだ。下の年表を見ると分かるけど、かつて写真著作物は冷遇されていたんだよ。

本稿は許可なく複製し、公衆伝達をしていただいて構いません。

<http://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/>

	権利の存続期間	権利帰属	備考
旧著作権法成立(1899)	発行後10年 発行なきときは種版製作後10年(旧法23条) ＜他の著作物は著作者の死後30年(生前公表)、公表後30年(死後公表)＞	・文学学術の著作物への挿入写真は同著作者に帰属する(旧法24条) ・肖像写真は囑託者に帰属する(旧法25条)	ベルヌ条約加盟
著作権法成立(1970)	公表後50年(55条) ＜他の著作物は著作者の死後50年＞	他の著作物と同じ取り扱い	昭和45年の特許法大改正
著作権法改正(1996)	他の著作物と同じ取り扱い(55条削除)		

チ) へ～。写真著作物って、昔は他の著作物に対して権利の存続期間が短かっただけでなく、旧法では権利帰属のルールも違っていたんだね。

な) そう。やはりカメラという機械を借り、シャッターボタンを押すだけで創作されてしまう写真著作物は、他のより労力のかかる著作物と区別されてしまったんだろうね^{※1}。写真著作物が、現在のような他の著作物と同じ権利内容を獲得した経緯には、プロの写真家たちの苦勞があったんだよ^{※2}。

チ) Season-4で勉強して分かったけど、「カメラさえあれば誰でも撮れる（技量の否定）」とか、「シャッターボタンを押すだけ（労力の否定）」といった理由で著作物性が左右されるわけじゃないもんね。

な) そういうこと。著作物性は「表現されたもの」で評価される（著作権法2条1項1号）という原則を思い出してね。

2. 写実的な作品の著作物性

な) 次は少し視点を変えて、「写実的な作品」の著作物性について考えてみよう。ここに実物のウサギくんがいます。



チ) わあ、かわいいネ～！

な) じゃあ、チョッキー。このウサギくんの写真を撮ってみて。それから、絵を描いて、さらにフィギュアも作ってごらん。でも、いくらかわいいからって、シチューにしちゃダメだよ。

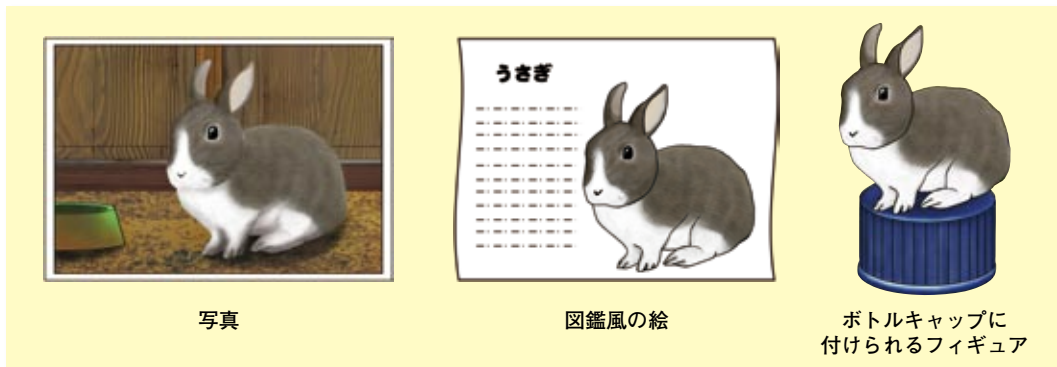
チ) 骨まで愛して……って、ふる～！ 食べないヨ！ モウ……。それにしても、その注文、多すぎでショ！

な) いや、天才チョッキーならできる！

チ) そこまで言われちゃうとねえ。……じゃあ、一肌脱ごうかなッ！

*** 3日後 ***

チ) エッヘン、3作品とも完成～！ ジャ～ン！



チ) どう？ なかなかのモノでしょ～？

※1) 「現在でこそ写真著作物は一般の著作物と同一に扱われているが、歴史的には、低レベルの著作物として、保護期間において冷遇されてきた。これは、絵画や彫刻等とは異なり、写真においてはカメラという機械が決定的に重要な役割を果たして対象物を写し取っているのであり、人による創作という面が小さいと考えられていたためであろう。写真を著作物と認めるべきか、という点については早くから議論のあったところであり、また各国においても保護の方法は異なっている。

しかし、近年、写真が芸術作品たりうることは広く認知されてきたことに加え、情報化時代を迎え、写真はコンテンツとして経済的価値を高めており、現在では、写真であるからという理由だけで他の著作物と差別する理由はない」（中山信弘『著作権法』、有斐閣、p.90～91より）

※2) 「昭和五〇年代から、先にあげた三条項について、写真家の改定運動がはじまり、各分野からの要望と社会的必要もあって、1970（昭和四五）年、全面改正された著作権法が公布（翌年1月1日から施行）された。この中には、「囑託肖像」と「挿入写真」の規定はまったく姿を消したが、保護期間だけは、一般が著者の死後五〇年であるのに、写真と映画は公表後五〇年となっていた。その後も写真家の運動は続けられ、一九九六（平成八）年になって、ようやく保護期間の差別規定が撤廃された」（日本写真家ユニオン『写真著作権』、草の根出版社、p.37より）

天才と言われちゃったら、やるっきゃない！



ボクってすごい
でしょ☆



な)すご〜い！ 上手！ ホントにチョッキー、天才！

チ)ま、世界広しといえども、これくらい才能を持った鳥はボクぐらいだね。
センス、ボクのサインいる？

な)う〜、また調子に乗ってるな〜。……まあ、いいや。さて、本題の著作物
性だけど、このうち、著作物として認められるものはどれだと思う？

チ)苦労して作ったボクとしては、全部、著作物として保護してもらいたいけ
ど……。でも、今まで勉強してきたことから考えると、絵と写真は著作物、
フィギュアは著作物じゃないってことだね。

な)正解！ それぞれについて判決は何と述べているか、見ておこう。

事例

(1) 写真の著作物性

「イルカ写真事件」 東京地判 H11.3.26 平成8(ワ)8477号

「通常、写真はカメラという機械的技術的な装置を用いて被写体をフィルム等に再現するものであり、自然の景観や自然のなかの動物の生態など同一の画像ができる可能性が極めて高い写真は、それだけでは創作的に表現したものとは言いがたく、写真は、被写体の選択、構図のとらえ方、写真技術などに撮影者の独自の創意と工夫が認められ、それが思想、感情を表現したものと評価できなければ著作物とは認められない」との被告主張に対して……

「本件写真は原告が自然の中に生息している野性のイルカを被写体として撮影した写真であること、原告は、本件写真を撮影するに当たり、自らの撮影意図に応じて構図を決め、シャッターチャンスをつまえて撮影を行ったこと、以上の事実が認められ、これらの事実を証拠（検甲一）によって認められる本件写真の映像とを併せて考えると、本件写真は、原告の思想又は感情を創作的に表現したものであるとして著作物性を有するものと認められ、本件写真は著作物とはいえない旨の被告らの主張は、採用することができない」と判示した。

(2) 写実的な絵の著作物性

「昆虫さし絵事件」 東京地判 S36.10.25 昭和35(ワ)2058号

「被告は、これら原画が、科学雑誌に掲載することを目的とするものであり、実物の性格な模写であることが要求されるものであるから、美術作品ではない、と主張するが、そのような目的ないし制約があることは、前記認定の様にして製作された各原画の創作的な精神的労作としての性格を失わしめるものではない」と判示した。

(3) 写実的なフィギュアの著作物性

「チョコエッグ事件」 大阪高判 H18.3.29 平成17(ネ)10094号

「本件動物フィギュアは、実際の動物の形状、色彩等を忠実に再現した模型であり、動物の姿勢、ポーズ等も、市販の図鑑等に収録された絵や写真に一般的に見られるものにすぎず、制作に当たった造形師が独自の解釈、アレンジを加えたというような事情は見当たらない（なお、甲第51号証によれば、本件動物フィギュアの中には、あえて実際の動物と異なる形状等を採用しているものも存在するが、これは、美術性を高めるためにデフォルメしたというよりも、主に、型抜き都合や、カプセルに収まる寸法を確保するなどの製造工程上の理由によるものと認められる。）。したがって、本件動物フィギュアには、制作者の個性が強く表出されているということではなく、その創作性は、さほど高くはないといわざるを得ない。（中略）本件動物フィギュアに係る模型原型は、一定の美的感覚を備えた一般人を基準に、純粋美術と同視し得る程度の美的創作性を具備していると評価されるとまではいえず、著作物には該当しないと解される」と判示した。

それぞれの著作物性について、判決例をチェックしよう！



チ)わ、ホントだ。フィギュアにだけは著作物性を厳しく判断しているね。ここに写真の著作物性のヒントがあるってことだね。

3. 「切り取り」に創作性が認められる

な)ここでもう一度、「写真」および写実的な「絵」「フィギュア」について、その著作物性を整理してみよう。

※3) ディメンション
日本語で「次元」の意味。

	大きな技量	大きな労力	ディメンション※3	著作物性
写真	不要	不要	平面	あり
写実的な絵	必要	必要	平面	あり
写実的なフィギュア	必要	必要	立体	なし

チ)著作物性の有無と、技量、労力はやっぱり関係ないってことが分かるね。でも、ディメンションは関係あるんだね。つまり、平面の写真や絵には著作物性が認められるけど、立体のフィギュアには認められないってこと。

な)そのとおり！ 今回のウサギを例に考えてみよう。実物のウサギは立体だよ。これをフィギュアにすると？

チ)立体として縮小することだよ。……そうか！ 立体物を忠実に縮小して立体物にするだけでは、そこに創作が入り込む余地はないんだね。

な)そういうわけだ。それに対して、写真や絵の場合は？

チ)ウサギくんがかわいく見える立ち位置を探してシャッターを押したり、スケッチしたりしたんだけど……この作業って、つまり、立体物を平面で映る構図を決めて、平面に転写しているってこと……カナ。

な)ご名答！ そう、写真や絵に著作物性が認められるのは、まさにその「構図」が表現として認められるからなんだ。

チ)でも、「構図」が著作物性を生むって、ちょっと分かりにくいヨ。

な)つまり、著作物の創作＝事象を集めて一つの表現に「まとめ上げる」と思いがちだけど、事象から特定の対象を「切り取る」ことも立派な創作だということ。今回は、「構図」について説明するよ。

チ)うわあ、何か深い話になりそう。ついていけないかなあ……。

天才チョッキー、
しっかりついてきて
ね！



次回も引き続き

写真の著作物性を解説します。「構図」の正体とは？



今月のクイズです。
「偶然撮れてしまった写真は、著作物の意図した表現ではないから著作物ではなく、写真の著作物として保護されない」という論理は正しいでしょうか？

保護される？
……ナイ、かな？ む～。



※解答は p.70



筆者：中川裕幸

中川国際特許事務所 所長・弁理士
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-7-8
ランディック第2虎ノ門ビル5階
Tel : 03-5472-2900



Illustrated by K. Sasaki
URL : <http://www.ks-df.com/>
E-mail : ksdesign55@hotmail.co.jp